

北上市告示乙第21号

北上市新事業創出支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市新事業創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、産業分野を問わず、新製品又は新サービスの開発又は提供、6次産業化、起業・創業などを行うことにより新事業を創出し、当市の産業振興に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市内の中小企業者又は事業年度内に起業を予定している個人
- (2) 市内の中小企業者及び事業年度内に起業を予定している個人を主たる構成員とするグループ
- (3) 第1次産業に従事する個人若しくは法人又は農業生産法人、集落営農組織、農業者等を構成員に含むグループ（以下「農業者等」という。）

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、補助対象者が行う、新製品又は新サービスの開発、新販路の開拓、新販売方法の導入等、市長が新事業と認めるものとする。

(補助対象経費等)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象者、補助率及び限度額は別表のとおりとする。

- 2 補助対象者は、同一の事業に対して、国、県又は市の他の補助金の交付を併せて受けることはできないものとする。
- 3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業期間)

第5 補助対象事業は、申請のあった日の属する会計年度の3月末日までに終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、北

上市新事業創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定通知書により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに、補助金交付請求書に補助対象経費の支出をしたことがわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

別表（第4関係）

| 補助対象経費 | 補助対象者 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|-----|-------|
| 委託費、外注加工費、指導に係る謝金及び旅費、性能検査費、原材料費、副資材費、知的財産権等関連経費、展示会出展経費、加工販売施設の整備費及び加工販売機器の設備費 | 市内の中小企業者又は年度内に起業を予定している個人 | 1/2 | 100万円 |
| | 市内の中小企業者及び事業年度内に起業を予定している個人を主たる構成員とするグループ | 2/3 | |
| | 市内に住所を有する農業者等 | | |

様式第1号（第6関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地
名称及び
代表者氏名 ⑩

北上市新事業創出支援事業補助金交付申請書

年度において、北上市新事業創出支援事業補助金の交付を受けたいので、北上市新事業創出支援事業補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（第6関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

| 区分 | 予算額 | 摘要 |
|--------|-----|----|
| 北上市補助金 | 円 | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

2 支出の部

| 経費の区分 | 補助対象経費 | 摘要 |
|-------|--------|----|
| 事業費 | 円 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |